

定 款

一般社団法人障害者武道協会

平成 年 月 日 作 成
平成 年 月 日 公証人認証
平成 年 月 日 会 社 成 立



一般社団法人障害者武道協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人障害者武道協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を静岡県浜松市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、障害者の自立支援ならびに障害者、健常者の青少年の健全育成、環境教育と共に経済活動を活性化し研究や啓蒙活動を促進することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 障害者武道指導者育成推進を図る事業
- (2) 障害者環境向上推進を図る事業
- (3) 環境教育と保全を図る事業
- (4) 障害者武道指導者認定証書の発行事業
- (5) 障害者教育、科学技術の振興を図る事業
- (6) 経済活動の活性化を図る事業
- (7) 障害者および健常者への教育支援を図る事業
- (8) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事の承認を得るものとする。

(社員の資格喪失)

第6条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (2) 正当な理由なく1年以上会費を滞納したとき。
- (3) 退社届の提出がされたとき。
- (4) 本人が死亡し、又は、社員である団体が消滅したとき。
- (5) 除名されたとき。

(退社)

第7条 社員は、代表理事において別に定める退社届を提出することにより、任意に退社することができる。



第3章 社員総会

(社員総会)

第8条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎年8月にこれを開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

第4章 役員

(員数)

第9条 当法人は理事を1名以上置く。

(選任等)

第10条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第11条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事の選定及び職務権限)

第12条 当法人は、代表理事1名を置き、理事の互選により定める。ただし、理事が1名の時は、当該理事を代表理事とする。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(役員報酬等)

第13条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第14条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引



第5章 計算

(事業年度)

第15条 当法人の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの年1期とする。

(剰余金の分配禁止)

第16条 当法人は剰余金の分配を行わないものとする。

第6章 解散

(残余財産の帰属)

第17条 当法人の解散に伴い、処分すべき残余財産の帰属については、国又は一定の公益的な団体に贈与するものとする。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第18条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成29年5月31日までとする。

(設立時の役員)

第19条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりである。

設立時理事 中島 隼
設立時理事 大橋 千秋
設立時理事 丸山 正雄
設立時代表理事 中島 隼

(設立時社員の氏名及び住所)

第20条 当法人の設立時の社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

神奈川県川崎市麻生区高石五丁目1番26-201号
設立時社員 中島 隼
静岡県浜松市西区佐浜町2200番地
設立時社員 大橋 千秋

(法令の準拠)

第21条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令によるものとする。



以上、一般社団法人障害者武道協会設立に際し、設立時社員中島猷他1名の定款作成代理人である司法書士倉田真吾は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成28年6月23日

設立時社員 中島猷
設立時社員 大橋千秋

上記設立時社員の定款作成代理人

静岡県浜松市中区高丘北一丁目20番10号
司法書士 倉田真吾
(登録番号 第790号)





同一の情報の提供

提供の日付： 2016年6月23日

公証人： 08100006 吉浦 邦彦



所属法務局： 静岡地方法務局

公証役場： 浜松公証人合同役場

浜松市中区元城町219番地の21

請求対象の登簿管理番号： 16-0810000602000500

請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の認証日： 2016年6月23日

請求対象の処理公証人： 08100006 吉浦 邦彦

所属法務局： 静岡地方法務局

公証役場： 浜松公証人合同役場

浜松市中区元城町219番地の21

認証文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。

H30年度 役 員

役 職	役 職	氏名 (敬称略)
代表理事	代表理事	松井 完太郎
副代表理事	副代表理事 (4名)	森脇 保彦
副代表理事		濱田 初幸
副代表理事		丸山 正雄
副代表理事		大橋 正康
常務理事	常務理事 (6名)	橋本 昇
常務理事		角杉 昌幸
常務理事		植原 占朗
常務理事		小林 正希
常務理事		下村 洋
常務理事		柏崎 克彦
監事	監事 (2名)	岩堀 博志
監事		花井 和夫
事務局長	事務局長	徳安 秀政
事務局次長	事務局次長 (2名)	辻 和也
事務局次長		初瀬 勇輔

顧 問		
最高顧問	中島 躰	国土館大学元教授
顧 問	塩谷 立 ポントス・ジョハンソン 大橋千秋	元文部科学大臣 国際障害者武道協会 世界拳法会連盟会長